

生涯現役社会の構築に向けた「アクションプラン 2017」(案)

平成 29 年 4 月
次世代ヘルスケア産業協議会

1. ヘルスケア産業政策の基本コンセプト

我が国は、戦後目覚ましい経済発展を遂げるとともに、医療制度を始めとする社会保障制度の充実等により、世界に冠たる健康長寿国となった。この間、国民の平均寿命は 50 歳から 80 歳まで伸び、「人生 90 年時代」も間近となっている。この結果、人口構成は大きく変化し、高齢化率は世界最高水準までに高まってきている。

他方、現行の社会保障制度は、主に経済の発展期に構築されたものであり、国民医療費や介護費等の社会保障費の増大に代表されるように、社会経済システムの在り方を含め制度の見直しが必要となっている。

経済活動や育児に邁進するいわゆる「働く世代」を引退した方々においても、一定の社会活動を担う能力と意欲を有しており、これら新たな活動主体の存在を前提とした経済システムの構築や新産業（雇用）の創出が求められる。

国民が健康を管理する習慣を持ち、健康を維持することで長期に亘る社会参加を可能にし、社会への関わりが更なる健康の維持に役立つという正の循環を実現することが、理想の成熟社会を実現する鍵となる。

そのためには、国民一人一人が自らの人生の在り方を真剣に考え、自らの健康に責任を持ち、自発的な健康行動を起こしていくことが重要であるが、現実には以下の 4 つの壁（課題）^{※1} の存在により、その行動が阻害されている状況にある。

※1 4 つの壁（課題）

- ① 身体の壁（いわゆる現役時代から適切な健康管理が行われていない）
- ② 価値観の壁（リタイア後の生活設計や生き方についての意識が低い）
- ③ 選択肢の壁（高齢者に適した柔軟な働き方や利用可能なサービスが少ない）
- ④ 情報の壁（自らに適した働き方や良質なサービスにたどりつけない）

政府として、国民がこれらの 4 つの壁を乗り越え、誰もが人生を最期まで幸せに生きることができる「生涯現役社会」を構築するため、健康経営を強力に推進するとともに、健康増進や社会参加を支えるヘルスケア産業育成に取り組んでいくことが必要である。

2. アクションプラン 2016 からの検討経緯（～健康投資WG・新事業創出WGの検討～）

- 第5回次世代ヘルスケア産業協議会において取りまとめられた「アクションプラン 2016」は、「日本再興戦略 2016」等にも反映され、政府全体としても「生涯現役社会の構築」に向け、「健康・医療戦略推進本部」を中心とした各省連携の下で、需給両面からの対策を講じてきている。

(1) 需要面（健康経営・健康投資の促進）【健康投資WG】

健康投資WG（第11回～第13回の計3回開催）を通じて、健康経営・健康投資の促進に向けた取組及び更なる政策課題の検討を行ってきた。

健康経営銘柄や健康経営優良法人認定制度実施等により、健康経営の認知度は向上している。一方で、健康経営度調査の回答率は上場企業でも20%未満に留まり、健康経営に対する中小企業での認知度も低い状況。このため、裾野の拡大に向け、取組が遅れている企業・業種への普及促進を強力に進め、業種別の健康経営度調査の回答率を向上させると同時に、中小企業や地域へと横展開していく。加えて、質の高い健康経営に取り組む企業がより評価される環境を整備することで、健康経営の質の向上を推進するとともに、ヘルスケアサービスの需要喚起を図っていく。

また、健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を進める。

(2) 供給面（地域における新たなヘルスケア産業の創出）【新事業創出WG】

新事業創出WG（第7回）を通じて、地域における新たなヘルスケア産業の創出に向けた取組及び更なる政策課題の検討を行ってきた。

ヘルスケア産業が地域包括ケアシステムの実現に向けて貢献していくためには、自治体や地域の医療・介護関係者等との連携が課題。全国33か所で設立されている地域版次世代ヘルスケア産業協議会（以下「地域版協議会」という。）を軸としてこうした連携が進みつつあるが、更なる信頼関係の構築を図ることが重要。また、「最期まで自分らしく」生ききるための多様なニーズに応じた「生涯現役」を前提とした経済社会システムの再構築が求められている。

こうした状況を踏まえ、生涯現役社会の実現に向けた環境整備について、①産業・まちづくり・コミュニティ等の環境の変容による健康インフラづくり（一次予防）、②職域と地域が連携した気づきと重症化予防のサービスづくり（二次・三次予防）、③これらを促進するインセンティブ整理の3つの方向性を整理。今後は、この方向性を踏まえて関係省庁、団体と連携の下取り組んでいく。

本協議会では、各WGでの検討結果を踏まえ、先述の「① 身体の壁」、「② 価値観の壁」、「③ 選択肢の壁」、「④ 情報の壁」の4つの壁（課題）を超える（解決する）ための、今後取り組む具体策を「アクションプラン 2017」としてとりまとめた。

3. アクションプラン 2017

(1) 「生涯現役社会」の実現に向けた施策等の検討

生涯現役社会の実現に向けた環境整備の方向性を踏まえた取り組みを具体化すべく、次世代ヘルスケア産業協議会の下で関係省庁が一体となり、テーマ（※）ごとに具体的な施策やその工程表を検討し、平成 29 年度中に取りまとめる。その際、国民の理解と納得感を持って効果的に施策を実施するため、施策を評価するための軸・考え方を明確にし、その方向性や優先順位を常に見直す枠組みを併せて検討する。

（※）想定されるテーマ（イメージ）

1. まちづくり・コミュニティ・住まいのあり方
2. 高齢者向けの消費・サービスのあり方
3. 多職種連携・地域包括ケアのあり方
4. 企業活動、官民連携のあり方
5. 政府の役割・制度のあり方
6. 第 4 次産業革命・技術革新のインパクト

(2) 「身体の壁」を超えるためのアクション

①健康投資・健康経営に関する施策の推進

I. 健康経営の裾野の拡大に向けた環境整備

地域版協議会や健康経営の取組を促進するためのセミナー等を通じ、健康経営に関する顕彰制度や健康経営に取り組む企業等に対するインセンティブの紹介、企業実績等と健康経営の関係性などに関する分析・研究結果等を紹介することで、健康経営に取り組みつつある企業等に対してメリットを提示することや、中小企業等に対する健康経営の認知度調査等を継続的に実施することで健康経営の裾野の拡大を図っていく。

更に、自治体による表彰制度や地方銀行・信用金庫等による低利融資など、健康経営に取り組む企業を「優良な投資・取引・就職先」として支援する金融機関や民間事業者等の取組を促進するために、これらの支援を実施する金融機関等に関する情報を一元化することで、企業等が健康投資や健康経営に取り組みやすい環境を整備する。

II. 健康経営の質の向上に資する施策の展開

i) 「生涯現役社会」の構築に向けた健康経営の推進

「生涯現役社会」の構築に向け、健康経営施策の推進を通じ、従業員の健康に対する気づきの機会（一次予防）の提供や、生活習慣病等の重症化予防（二次及び三次予防）に着目した受診勧奨・特定保健指導等の徹底に取り組む。

ii) 企業等における健康経営の質の向上に資する施策の展開

企業等における健康経営の質の向上に資するため、業種の特徴や社会情勢に留意しつつ、「健康経営度調査」の項目や「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の選定・認定項目の見直し等を図る。具体的には、働き方改革等の議論を踏まえた評価項目の見直し等についての検討を行う。また、特に「健康経営優良法人認定制度」については、認定法人における健康経営の質の向上を図るため、当該法人の取組内容等に関する情報発信について検討を進める。

iii) 健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進

より質の高い健康経営を促進するため、ヘルスケアサービスを導入する企業も増えつつある。このような健康投資が活性化することにより、ヘルスケアサービスの質が向上し、国民一人一人が享受できる当該サービスの創出が期待される。

健康投資の活性化に向け、ヘルスケアサービスの創出や保険者等と当該サービスのマッチング等を図る観点から、ヘルスケア・ビジネスコンテストや地域版協議会等の関連施策により新たなヘルスケアサービスを育成しつつ、企業等の健康経営に資するヘルスケアサービスについての情報の一元化を図る。

② 「大企業」における健康経営の普及促進

I. 「健康経営銘柄」等の継続実施と効果的な情報発信に係る検討

健康経営の裾野の拡大及び質の向上を図るため、「健康経営銘柄」の選定及び「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定を継続実施するとともに、「健康経営度調査」の設問や選定方法の改善（設問の効率化や見直し、連続選定企業の取扱いの検討等）を行う。また、「健康経営度調査」等のデータを活用し、企業等の業績等と健康経営の関係性などに関して、公的な研究・学術機関や大学等と連携して、経営学的視点も踏まえた分析・研究を引き続き進める。加えて、企業等における情報発信の取組に関して、「健康経営度調査」の結果を踏まえつつ、統合報告書等への記載の促進など、企業等における効果的な情報発信についての検討を行う。

II. 健康経営に取り組む企業等の裾野を拡大するための取組の促進

「健康経営度調査」や「健康経営優良法人認定制度」等を活用することにより、健康経営の基本的な取組の実施や情報発信を行っている企業の「見える化」を図るため、「日本健康会議」において2020年までに500社以上を目標として企業を公表する。

③「健康経営優良法人認定制度」を中心とした中小企業等への展開

I. 「健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門）」の推進

「健康経営優良法人 2017（中小規模法人部門）」の審査過程で得られた知見や自治体、保険者、商工会議所、医師会等の関係機関からの意見等を踏まえつつ、当該制度の改善を図る。更に、「健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門）」は、保険者が取り組む健康宣言事業との連携を図っているため、当該認定制度及び健康宣言事業の促進の観点から、保険者協議会などの枠組みなどを活用しながら、経済団体や自治体等の機関と連携し都道府県単位で協働できる体制の検討を進めるとともに、地域版協議会との連携等を進める。

II. 「健康経営優良法人認定制度」と連動したインセンティブ措置の拡充

「健康経営優良法人認定制度」と連動したインセンティブ等の付与を行う自治体や民間事業者の取組を促進するため、地域における優良事例の展開やマッチング機会の提供等を行う。また、自治体や民間事業者によるインセンティブの措置状況を踏まえながら、国として措置が必要なインセンティブについても検討する。

III. 健康経営の実践に向けたノウハウ等の提供

「健康経営アドバイザー」等の専門人材を全国の商工会議所や地域版協議会等を通じて各地で活用できる環境の整備に取り組む。加えて、「健康経営優良法人認定制度」の普及を図るため、認定法人の事例紹介等を通じて健康経営の実践に向けたノウハウの提供を行う。

④健康経営・健康投資を促進するインセンティブの整備

I. 「保険者」への健康増進・予防の取組に係るインセンティブ制度の準備

後期高齢者支援金の加算・減算制度や保険者努力支援制度など、保険者種別の特性に応じた新たなインセンティブ制度の実施に向けた準備を進める。国民健康保険の保険者努力支援制度については、平成 28 年度から現行の国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを導入することで、その趣旨を前倒して実施しており、平成 28 年度の実施状況を踏まえ、平成 30 年度の本格実施に向けて準備を進める。

⑤健康経営の実践を支えるヘルスケア事業者の育成

I. 民間サービスの品質の見える化と企業・保険者とのマッチング機会の提供

優良なヘルスケア事業者の活用促進を図るため、日本健康会議において、サービス

品質の見える化を図り、優良なヘルスケア事業者を 100 社公表するとともに、企業・保険者とのマッチング機会の提供（データヘルス・予防サービス見本市の開催等）を行う。

Ⅱ. 「個人」への健康増進・予防の取組に係るインセンティブの整備の促進

ウェアラブル機器等の普及により個人の健康情報がリアルタイムで計測できる環境が整備されつつある中、健康リスクの度合いに応じた民間保険商品を開発・設計する際の課題や留意点を抽出する。

Ⅲ. 職域におけるワークスタイルに根ざした運動習慣の構築

官民で連携して、通勤時間や休憩時間等を活用したビジネスパーソンの運動・スポーツ習慣づくりを推進するムーブメント創出等に取り組む。また、新たなスポーツのスタイル等の開発に向けた調査、アイデアコンテスト等を実施する。

Ⅳ. 特定保健指導における情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）の推進

情報通信技術を活用してテレビ電話やタブレット端末等により初回面接を行うこと（遠隔面接）は、現行も可能であるが、より導入しやすくなるよう、国への実施計画の事前の届出を平成 29 年度から廃止し、保険者による情報通信技術を活用した初回面接（遠隔面接）を推進する。

（3）「価値観の壁」を超えるためのアクション

①個人の行動変容を促す仕組みづくり

I. 健康・医療情報の統合的な活用による従業員の行動変容効果の実証研究

医療機関や保険者、企業、民間事業者等が、レセプト情報、健診情報及び各個人がウェアラブル端末等で蓄積した健康情報等を収集し、統合的に解析・活用することで、糖尿病等の生活習慣病予防・重症化予防に向けた行動変容を促すための仕組みについて、実証事業の成果を踏まえ、研究開発事業として、更なるエビデンスの構築やサービスの高度化を図る。また、同事業の成果を起点に、糖尿病以外の生活習慣病領域への応用可能性等についても検討する。こうした取組を大企業から中小企業、国保・地域に主体を広げ、更なる個人の行動変容を促す仕組みづくりやデータ活用を促進する。

②自治体の取組を促す仕組みづくり

I. 自治体等におけるヘルスケアサービスの活用環境整備（SIB 等の導入促進）

自治体、保険者等が効果的・効率的に予防事業等を行う際の手法として、ヘルスケ

ア分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（以下「SIB」という。）の導入を更に推進する。また、事業成果とその評価、支払条件の関係整理や、行政が成果報酬型かつ複数年度の事業を行う上での課題、SIBの組成及びその管理、多様な資金提供者の参加を促すための課題等に関する調査を行う。

（４）「選択肢の壁」を超えるためのアクション

①「生涯現役社会」の実現に向け重点的に取り組むべき分野の環境整備

「生涯現役社会」の実現のためには、生活習慣病等に対する一次予防、二次予防、三次予防に係る取組を官民一体となって進めていくことが必要であることから、平成29年度より以下の施策を進める。

I. 一次予防に着目した環境づくりが課題であることから、健康な製品・サービスの普及のあり方や、最期まで社会に関わり生活者として暮らし続けることの出来るまちづくり・コミュニティ等のあり方などについて、次世代ヘルスケア産業協議会の下で検討を進める。

II. 地域版協議会を活用し、地域において医療・介護関係者と関係事業者等が連携して、主に①生活習慣病、②がん、③フレイル・認知症に係る二次予防、三次予防に着目したヘルスケアサービスの創出を支援し、他地域への展開を目指す。

※想定されるサービス

①生活習慣病

- ・受診勧奨や特定保健指導等の徹底に資するサービス
- ・遠隔等による通院アクセスの改善

②がん

- ・検診受診の徹底や受動喫煙防止対策の推進に資するサービス
- ・緩和ケアの推進、在宅医療・介護体制構築の推進に資するサービス

③フレイル・認知症

- ・就労機会、社会参画機会の創出に資する「仕事付き高齢者住宅（仮称）」やコミュニティづくり等に関するサービス

②新たなヘルスケアサービスの創出に向けた事業環境整備

I. 新事業創出に向けたヘルスケア分野のエコシステムづくり

ヘルスケア分野における安心・安全かつ持続可能な事業を創出する観点から、地域版協議会、地域経済活性化支援機構、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金供給、事業化支援人材の供給、ビジネスコンテスト等を通じ

た優良事例の顕彰等を実施することで、ヘルスケア分野で自立的・持続的にビジネスが創出される仕組み（エコシステム）の構築を目指す。

また、地域版協議会の機能強化等に向けた検討を行い、その結果から得られた知見等を地域版協議会等へ周知することで地域版協議会の設置の促進等を図る。更に、各省庁において地域包括ケアシステムやヘルスケア関連施策の推進を目的として設立されている関連協議会等との連携を図る。

Ⅱ. 自治体等におけるヘルスケアサービスの活用環境整備（SIB等の導入促進）【再掲】

Ⅲ. ヘルスケア分野における関係法令の適応関係の明確化（グレーゾーン解消促進）

産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度を活用し、引き続きヘルスケア分野における関係法令の適応関係を明らかにするとともに、今後同様の事案に直面する新規事業者の参考となるように、安全性や公衆衛生の観点にも配慮した上で解消事例を整理・公表していく。

③地域資源を活用した新たなヘルスケア産業の創出

I. 「食・農」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) 地域関係者が連携した食関連ヘルスケア産業の創出

地域版協議会等を通じて、生活習慣に配慮しながら地域食品事業者と連携した食事メニューの開発による食生活の改善と健康に資する機能性を有する農産物等の活用を一体的に推進し、地域の機能性を有する農産物の需要創出と地域住民の健康増進を同時に実現する食関連ヘルスケア産業の創出を加速化する。

ii) 食習慣データの集積及びそれらを活用した食生活改善事業の推進

既存コホートの活用や食習慣データの集積など、健康に資する食生活のビックデータ収集・活用のための基盤整備を推進する。ひいては、これらの成果を活用して個別の生活習慣を考慮した食育へと発展させ、国民一人一人が健康や栄養バランスに配慮した食生活を実践しやすい食生活改善ツールの開発支援等の環境整備を行う。

Ⅱ. 「観光」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) ヘルスツーリズムの品質認証制度の構築及び活用促進

消費者が安心してヘルスツーリズムを利用できる環境の整備と市場の発展、関連産業の活性化を図るため、ヘルスツーリズムプログラム認証制度の運用を早期

を開始する。

ii) 地域関係者が連携した宿泊型保健指導プログラムの創出及び効果検証

糖尿病等の生活習慣病が疑われる者などを対象として、ホテル、旅館等の宿泊施設や地元観光資源等を活用して行う宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムについて、平成 28 年度までの研究結果を標準的な健診・保健指導プログラムに反映させるとともに、地域版協議会等を通じて普及・啓発を促進する。

iii) 地域関係者が連携したヘルスツーリズムの創出・活用促進

ニューツーリズム振興施策の一環として、地域資源やスポーツを活用したヘルスツーリズムに係る商品開発やマーケティング、実証実験、プロモーション活動等に積極的に取り組む地域に対する支援を実施する。

Ⅲ. 「スポーツ」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) 地域関係者が連携した住民参加型スポーツイベントの開催及びスポーツツーリズムの創出

地域版協議会と地域スポーツコミッション（スポーツを核とした地域活性化に取り組む組織）の連携促進を図り、スポーツを通じた地域の健康増進モデルを創出する。具体的には、新たなスポーツイベントの開催や誘致、地域スポーツの活性化等の活動を支援するとともに、スポーツツーリズムのムーブメントの創出に向けた検討を開始する。また、「スポーツ文化ツーリズム」の定着に向けた取組を引き続き実施する。

ii) 職域におけるワークスタイルに根ざした運動習慣の構築【再掲】

(5) 「情報の壁」を超えるためのアクション

①地域関係者への公的保険外サービスに係る情報提供による活用促進

I. 地域の高齢者の多様なニーズを満たす健康・生活支援等サービスの普及・促進

地域資源を活用した地域包括ケアシステムの構築を促進するため、利用者、保険者、ケアマネジャー等がアクセスしやすい環境の整備に関する取組を推進する等、保険外サービスの更なる普及促進を図る。

②消費者へのサービス品質の見える化

I. ヘルスケアサービスに関するエビデンスの収集・蓄積・評価の仕組みづくり

科学的エビデンスに基づいたヘルスケアサービスの創出を支援するため、引き続き、公的研究機関等と連携して、サービスの品質確保に資するデータの収集・蓄積・評価のあり方に関する検討を進めるとともに、その結果の幅広い周知を図る。

③ヘルスケア事業者等の情報の一元化

I. 健康経営の裾野の拡大に向けた環境整備【再掲】

II. 健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進【再掲】

III. 民間サービスの品質の見える化と企業・保険者とのマッチング機会の提供【再掲】

<次世代ヘルスケア産業協議会 構成員（平成29年4月28日現在）>

○委員

上原 明	日本一般用医薬品連合会 副会長
大原 昌樹	四国の医療介護周辺産業を考える会 会長
落合 昭	株式会社コナミスポーツクラブ 代表取締役社長
荻野 勲	オムロンヘルスケア株式会社 代表取締役社長
北川 薫	新ヘルスケア産業フォーラム 代表
斎藤 敏一	株式会社ルネサンス 代表取締役会長
堺 常雄	一般社団法人日本病院会 会長
櫻田 謙悟	一般社団法人日本経済団体連合会 社会保障委員長
下田 智久	公益財団法人日本健康・栄養食品協会 理事長
白川 修二	健康保険組合連合会 副会長兼専務理事
末松 誠	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 理事長
菅井 正一	日清医療食品株式会社 代表取締役社長
関口 洋一	一般社団法人健康食品産業協議会 会長
妙中 義之	国立研究開発法人国立循環器病研究センター一研究所 客員研究員
武久 洋三	一般社団法人日本慢性期医療協会 会長
谷田 千里	株式会社タニタ 代表取締役社長
辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科 教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
徳田 禎久	北海道ヘルスケア産業振興協議会 会長
永井 良三	自治医科大学 学長
松永 守央	九州ヘルスケア産業推進協議会 会長
三村 孝仁	テルモ株式会社 代表取締役会長
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所 教授
横倉 義武	公益社団法人日本医師会 会長

○オブザーバー

全国知事会、全国市長会、全国地方銀行協会

○関係省庁

内閣官房 健康・医療戦略室

厚生労働省

農林水産省

スポーツ庁

観光庁

経済産業省（事務局）